

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和2年度『U・Iターン創業応援事業』募集のお知らせ～

概要

◆U・Iターン創業応援事業とは？

★U・Iターンにより県内に移住し新たに起業する方や県内に移住し開業届提出または法人設立登記から1年以内の企業に必要な経費の一部を助成する事業です。

★県内経済の活性化に寄与する起業（創業促進枠）や地域資源を活用した起業（地域課題解決枠）を支援します。

※創業促進枠と地域課題解決枠との併願申請をする事は出来ません。

■応募対象者

○U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し起業する方

※U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。

また、起業準備のために既に新潟県内に転居している方も対象になります。（令和2年10月5日時点で転居後1年以内の方）

○じもと定着起業

・進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で起業する方

・有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する方（例：地域おこし協力隊員）

上記のいずれかの条件に該当する方が、申請する事が出来ます。

【創業促進枠】

県内に事業所を設置し、県内経済の活性化に寄与する事業を行う方で、次の要件をいずれも満たす者

①令和2年10月5日から令和3年2月26日までに新たに創業する者

又は開業届提出もしくは法人設立登記から1年以内※の者

※平成31年4月1日を起点に満1年を経過していない者

②令和2年10月5日から令和3年2月26日までに、1年以上の雇用契約を締結し、かつ雇用保険の一般被保険者となる労働者1人以上を新規に雇用する

者（役員・三親等以内の親族を除く）

【地域課題解決枠】

県内に事業所を設置し、令和2年10月5日から令和3年2月26日までに新たに創業する方で、下記の事業を展開する方。

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、県が指定した地域資源を活用する事業。

※一定の要件を満たして東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。（刈羽村、粟島浦村への移住を除く。）詳細は移住先の市町村に確認してください。

■助成事業の実施期間

交付決定日から令和3年2月26日まで

■助成率と助成限度額

1. 創業促進枠

	対象経費(50万円～)
助成金	上限額 300万円 助成率 1/2 以内

2. 地域課題解決枠

	対象経費(50万円～)
助成金	上限額200万円(雇用の有無に関わらない) 助成率1/2以内

■審査方法

1. 創業促進枠：書面審査及び二次審査(プレゼンテーション動画による審査)を実施
2. 地域課題解決枠：書面審査を実施

■申請方法

○申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「U・I ターン創業応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、令和2年10月30日(金)までに提出してください。

(「創業促進枠」については、提出書類の体裁に関する相談・確認のみ)

■募集期間

令和2年10月5日(月)～令和2年11月6日(金) 17:30 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 創業・経営革新チーム 小林
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます